

事 務 連 絡
令和5年5月15日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
環境省水・大気環境局水環境課土壌環境室長

「再生資源利用促進計画作成に当たって行う確認事項に関する解説について」
の一部訂正について

令和5年3月31日付事務連絡「再生資源利用促進計画作成に当たって行う確認事項に関する解説について」について、別紙「新旧対照表」のとおり一部訂正いたしましたので、お知らせいたします。

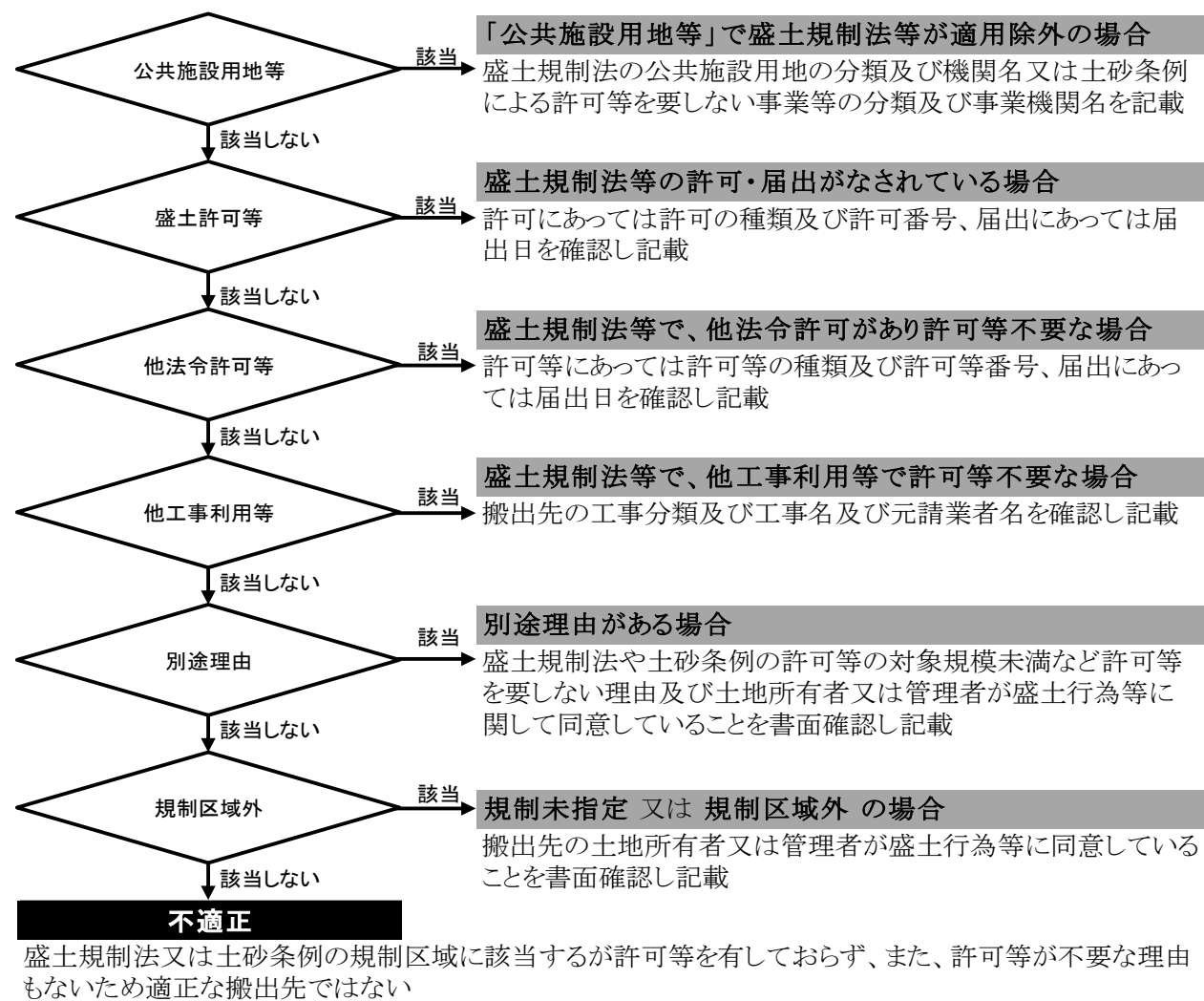
貴団体におかれましては、貴団体傘下の建設業者に対して周知いただきますようお願い申し上げます。

資料一覧

00	【事務連絡】 指定副産物省令及び再生資源省令の補足説明及び運用の一部訂正	-
00-1	新旧対照表	-
01	指定副産物省令及び再生資源省令の補足説明及び運用	-
02	【別添 1】 計画に記載した搬出先から他の搬出先に搬出された場合等に作成する書面	-
03	【国交省・環境省連名】 再生資源利用促進計画作成に当たって行う確認事項に関する解説の一部訂正	-
04	【別添 2】 確認結果票作成に当たっての解説（様式含む）	5/15訂正

旧		新	
別添2	令和5年3月	別添2	令和5年5月
確認結果票作成に当たっての解説 （共通編・建設発生土の搬出先の確認編） I 共通 本確認結果票は、「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第20号）」（以下「省令」という。）の第8条第4項に規定する「<u>確認の結果を記載した書面</u>」の記載例を示したものです。 建設工事の元請業者や自主施工者は、合計500m3以上の建設発生土を搬出しようとする場合、土壌汚染対策法等の手続確認等（同第8条第3項1号及び第3号）や搬出先の確認等（同項第2号及び第3号）を行い確認結果を記録する必要があります。また、確認結果は再生資源利用促進計画の添付資料として、発注者への報告・説明及び公衆の見えやすい場所へ掲示等を行う必要があります。 II 建設発生土の搬出先確認 1. 概要 建設工事から搬出される土砂が不法な盛土等に悪用されることを防止し、適正に利用又は処分されるよう搬出先の決定にあたり、搬出先ごとに以下の内容を確認し、その結果を確認結果票に記載ください。 (1) 搬出先が有している法令の許可等又は届出の種類及び許可番号等を確認する。 (2) (1)に該当しない場合であって、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）（以下、「盛土規制法」という。）に規定する 宅地造成等工事規制区域（以下、「宅造区域」）又は特定盛土等規制区域（以下、「特盛区域」という。）又は都道府県・市町村において土砂の埋立て等に関する規制条例（以下「土砂条例」という。）が制定されている場合に当該地域に該当する場合には、これらの法令の許可等を要しない理由を確認する。 (3) (1)及び(2)に該当しない場合は当該土地所有者等の盛土行為や土砂の一時堆積行為に対する同意を確認する。 2. 確認手順及び確認結果票の記載事項 搬出土砂が不法な盛土等に悪用され危険な盛土等となることを防ぐため以下の手順で確認し結果を確認結果票に記載する。		確認結果票作成に当たっての解説 （共通編・建設発生土の搬出先の確認編） I 共通 本確認結果票は、「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第20号）」（以下「省令」という。）の第8条第4項に規定する「<u>確認の結果を記載した書面</u>」の記載例を示したものです。 建設工事の元請業者や自主施工者は、合計500m3以上の建設発生土を搬出しようとする場合、土壌汚染対策法等の手続確認等（同第8条第3項1号及び第3号）や搬出先の確認等（同項第2号及び第3号）を行い確認結果を記録する必要があります。また、確認結果は再生資源利用促進計画の添付資料として、発注者への報告・説明及び公衆の見えやすい場所へ掲示等を行う必要があります。 II 建設発生土の搬出先確認 1. 概要 建設工事から搬出される土砂が不法な盛土等に悪用されたり、危険な盛土等になることを防止し、適正に利用又は処分されるよう搬出先の決定にあたり、搬出先ごとに以下の内容を確認し、その結果を確認結果票に記載ください。 (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）（以下「盛土規制法」という。）に規定する宅地造成等工事規制区域（以下「宅造区域」という。）又は特定盛土等規制区域（以下「特盛区域」という。）の指定の有無、及び都道府県・市町村において土砂の埋立て等に関する規制条例（以下「土砂条例」という。）の制定の有無を確認する。 (2) 搬出先が有している盛土規制法及び土砂条例の許可等又は届出の種類及び許可番号等を確認する。 (3) 搬出先が盛土規制法及び土砂条例の許可等を要しない理由を確認する。 （場合によっては、当該土地所有者等の盛土行為や土砂の一時堆積行為に対する同意を確認する。） 2. 確認手順及び確認結果票の記載事項 搬出土砂が不法な盛土等に悪用されたり、危険な盛土等となることを防ぐため、i)盛土規制法、ii)都道府県等の定める土砂条例に基づき、以下の手順で確認し結果を確認結果票に記載してください。 記載にあたっては、下記事項に留意してください。 i)盛土規制法の確認フローとii)土砂条例の確認フローのどちらも確認することとする。 i)盛土規制法確認フローとii)土砂条例の確認フローで確認結果が異なる場合は、[規制未指定]を除く確認フロー上位にくる確認区分を確認結果として記載し、その詳細を記載することとする。 どちらか一方の判定が[不適正]となった場合は適切な搬出先として認めない。 i)盛土規制法の規制区域未指定かつ ii)土砂条例未制定の場合、確認結果は[規制未指定]となるが、「詳細」欄に、[公共施設用地等][他法令許可等][他工事利用等][別途理由]の項目を参考に、搬出先の適正性の判断に資する情報（許認可や工事種類等）を記載することが望ましい。	

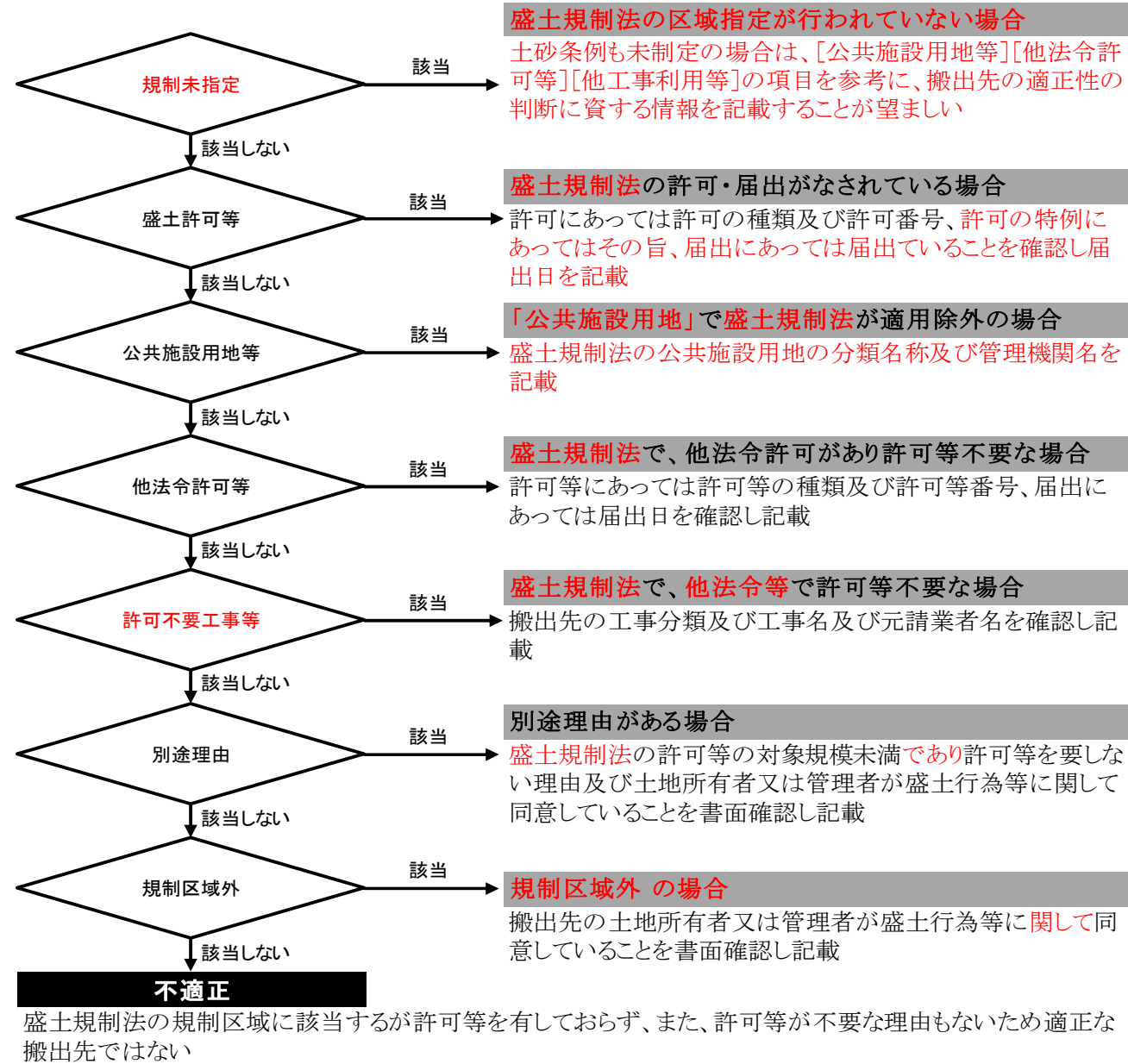
旧



上記の確認・記載に加え搬出先がストックヤード運営事業者登録規程第3条第1項に規定する、国に登録されたストックヤードである場合には、当該登録番号も記載する。

新

i)盛土規制法の確認フロー



旧	新
	ii) 都道府県等の定める土砂条例の確認フロー 規制未指定 該当 該当しない 土砂条例の制定が行われていない場合 盛土規制法の区域指定も行われていない場合は、[公共施設用地等][他法令許可等][他工事利用等]の項目を参考に、搬出先の適正性の判断に資する情報を記載することが望ましい 盛土許可等 該当 該当しない 土砂条例の許可・届出がなされている場合 許可にあつては許可の種類及び許可番号、届出にあつては届出日を確認し記載 公共施設用地等 該当 該当しない 国又は地方公共団体の事業で土砂条例の許可等不要な場合 国又は地方公共団体の事業名及び事業機関名を記載 他法令許可等 該当 該当しない 土砂条例で、他法令許可があり許可等不要な場合 許可等にあつては許可等の種類及び許可等番号、届出にあつては届出日を確認し記載 許可不要工事等 該当 該当しない 土砂条例で、許可等不要な場合 搬出先の工事分類及び工事名及び元請業者名を確認し記載 別途理由 該当 該当しない 別途理由がある場合 土砂条例の許可等の対象規模未満など許可等を要しない理由及び土地所有者又は管理者が盛土行為等に関して同意していることを書面確認し記載 規制区域外 該当 該当しない 規制区域外の場合 搬出先の土地所有者又は管理者が盛土行為等に関して同意していることを書面確認し記載 不適正 土砂条例の許可等必要行為に該当するが許可等を有しておらず、また、許可等が不要な理由もないため適正な搬出先ではない i) ii) の確認・記載に加え搬出先がストックヤード運営事業者登録規程第3条第1項に規定する、国に登録されたストックヤードである場合には、当該登録番号も記載する。

旧

3. 確認区分

(1) 【公共施設用地等】

次のいずれにも該当する場合。

・盛土規制法第2条第2号に規定する「公共施設用地」に該当し、同法の適用除外である場合（参考資料1. (3)）

・土砂条例が制定されている場合においては、「国又は地方公共団体の事業」など当該条例の許可等を要しない(参考資料2. (2))と規定されている場合

表1 公共施設用地等の分類

	公共施設用地		国又は地方公共団体が管理する施設用地	
分類1	道路	飛行場	学校	水産飲雑用水
	公園	航空保安	運動場	農業集落排水
	河川	鉄道	緑地	漁業集落排水
	砂防	軌道	広場	林地荒廃防止
	地すべり	索道	墓地	急傾斜地崩壊防止
	海岸保全	無軌条電車	廃棄物処理施設	
	津波防護	雨水貯留浸透	水道	
	港湾	農業用ため池	下水道	
	漁港	防衛施設	営農飲雑用水	
	土砂条例 ※			
分類2	その他公共(条例)			

※土砂条例で規定される許可等を要しない事業等用地のうち分類1に該当しないもの

(2)【盛土許可等】

次のいずれかの盛土許可等を有している場合。

・宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項【宅地造成等工事規制区域内】(第16条第1項【同変更】)又は第30条第1項【特定盛土等規制区域内】(第35条第1項【同変更】)の許可

・盛土規制法第21条第1項【宅地造成等工事規制区指定時に実施中の工事】、第27条第1項【特定盛土等規制区域内】(第28条第1項【同変更】)、又は第40条第1項【特定盛土等規制区域指定時に実施中の工事】の規定による届出

・土砂条例が制定されている場合においては当該条例の許可又は届出

(3)【他法令許可等】

次のいずれにも該当する場合。

・盛土規制法第12条第1項ただし書、第27条第1項ただし書又は第30条第1項ただし書に基づき、他法令許可等により「災害の発生のおそれがないと認められる工事」(参考資料1. (2)①から④又は⑥、⑧から⑨)として盛土規制法の許可等を要しない場合

・土砂条例が制定されている場合において、当該条例に規定する他法令許可等により当該条例の許可等を要しないもの(参考資料2. (3))に該当する場合

(4)【他工事利用等】

上記(1)から(3)に該当せず次のいずれにも該当する場合。

・盛土規制法の許可等を要しない「災害の発生のおそれがないと認められる工事」に該当する工事(参考資料1. (2) ⑤、⑦、⑩から⑫、⑭ハ)に該当する場合

・土砂条例が制定されている場合において、当該条例に規定する許可等を要しない事業等に該当する場合(参考資料 2. (2))

新

3. 確認区分

i)盛土規制法の確認区分

(1) 【規制未指定】

盛土規制法の区域指定(宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域)が行われていない場合。

(2) 【盛土許可等】

・盛土規制法第12条第1項(第16条第1項)又は第30条第1項(第35条第1項)に基づく許可（又は変更許可）

・盛土規制法第15条又は第34条に基づく許可の特例

・盛土規制法第21条第1項、第27条第1項(第28条第1項)又は第40条第1項に基づく届出（又は届出の変更）

(3) 【公共施設用地等】

盛土規制法第2条第1号に規定する「公共施設用地」に該当し、同法の適用除外である場合(参考資料1. (3))。

表1 公共施設用地等の確認結果票への分類名称

公共施設用地		国又は地方公共団体が管理する施設用地	
道路	飛行場	学校	水産飲雑用水
公園	航空保安	運動場	農業集落排水
河川	鉄道	緑地	漁業集落排水
砂防	軌道	広場	林地荒廃防止
地すべり	索道	墓地	急傾斜地崩壊防止
海岸保全	無軌条電車	廃棄物処理施設	
津波防護	雨水貯留浸透	水道	
港湾	農業用ため池	下水道	
漁港	防衛施設	営農飲雑用水	

(4) 【他法令許可等】

盛土規制法第12条第1項ただし書、第27条第1項ただし書又は第30条第1項ただし書に基づき、他法令許可等により「災害の発生のおそれがないと認められる工事」(参考資料1. (2)①から④又は⑥、⑧から⑨)として盛土規制法の許可等を要しない場合。

(5) 【許可不要工事等】

盛土規制法の許可等を要しない「災害の発生のおそれがないと認められる工事」に該当する工事(参考資料1. (2) ⑤、⑦、⑩から⑫、⑭ハ)に該当する場合。

旧

新

表2 他工事利用等の分類

分類	適用	備考
土地改良	盛土規制法省令第8条第1号	参考資料1. (2)⑤
家畜感染予防	同第3号	同上⑦
放射性物質汚染対処	同第6号	同上⑩
森林作業路網	同第7号	同上⑪
非常災害応急措置	同第8号	同上⑫
他工事利用	同第10号ハ	同上⑭ハ
その他	土砂条例に定めるもののうち上記3. (1)から(3)及び上記1号、3号、6号から8号、10号ハのいずれにも該当しないもの	参考資料2. (2)

(5)【別途理由】

搬出先が盛土規制法の宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制域又は土砂条例制定地域であつて、上記(1)から(4)のいずれにも該当せず、盛土規制法や土砂条例の許可等の要件未満であるなど許可等を要しない理由がある場合(参考資料1. (1)、2. (1))。

(6)【規制未指定】

搬出先が盛土規制法の規制区域(宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区)未指定、かつ、土砂条例が制定されていない場合。

(7)【規制区域外】

上記(6)に該当せず、搬出先が盛土規制法の宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域又は土砂条例制定地域のいずれにも該当しない場合。

表2 許可不要工事等の確認結果票への分類名称

分類	適用	備考
土地改良	盛土規制法省令第8条第1号	参考資料1. (2)⑤
家畜感染予防	同第3号	同上⑦
放射性物質汚染対処	同第6号	同上⑩
森林作業路網	同第7号	同上⑪
非常災害応急措置	同第8号	同上⑫
工事付随堆積	同第10号ハ	同上⑭ハ

(6) 【別途理由】

盛土規制法の宅造区域又は特盛区域であつて盛土規制法の許可等の要件未満であり許可等を要しない理由がある場合(参考資料1. (1))。

(7) 【規制区域外】

搬出先が盛土規制法の宅造区域又は特盛区域のいずれにも該当しない場合。

ii) 都道府県等の定める土砂条例の確認区分

(1) 【規制未指定】

都道府県等の定める土砂条例が制定されていない場合。

(2) 【盛土許可等】

土砂条例が制定されている場合において、当該条例の許可又は届出を有している場合。

(3) 【公共施設用地等】

土砂条例が制定されている場合において、「国又は地方公共団体の事業」等により、当該条例に規定する許可等を要しないもの(参考資料 2. (2))に該当する場合。

(4) 【他法令許可等】

土砂条例が制定されている場合において、当該条例に規定する他法令許可等により当該条例の許可等を要しないもの(参考資料2. (3))に該当する場合。

(5) 【許可不要工事等】

土砂条例が制定されている場合において、当該条例に規定する許可等を要しない事業等に該当する場合(参考資料 2. (2))。

(6) 【別途理由】

土砂条例が制定されている場合において、土砂条例の許可等の要件未満であるなど許可等を要しない理由がある場合(参考資料 2. (1))。

(7) 【規制区域外】

土砂条例が制定されている場合において、搬出先が土砂条例の対象地域に該当しない場合。

旧

【参考資料】

1. 盛土規制法の許可等

(1) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域における許可・届出

宅地造成等規制法施行令等で規定する許可や届出の対象要件の概要は次のとおり

区域	行為	届出	許可
宅造区域	宅地造成	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積500㎡超(①～④を除く)
	特定盛土等		
	土石の堆積	—	①堆積の高さ2m超かつ面積が300㎡超 ※3 ②堆積の面積500㎡超
特盛区域	特定盛土等	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)
	土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積が300㎡超 ※3 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ※3 ②堆積の面積3,000㎡超

※1 宅地造成等工事規制区域(宅造区域)及び特定盛土等規制区域(特盛区域)の指定状況については、該当する都道府県、政令市、中核市にお問合せください。

※2 「崖」とは宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第1条第1項の規定により地表面が水平面に対し30度を超えるものを指す。

※3 小規模の土石の堆積については、一定規模以下(参考資料1. (2) ㊸、㊹イ又はロ)のものは許可等不要

(2) 災害の発生のおそれがないと認められる工事

① 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

② 鉱業法(昭和5年法律第289号)第63条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項(同法第87条において準用する場合を含む。)若しくは同法第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可を受けた者(同法第63条の3の規定により同法第63条の2第1項又は第2項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。)が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事

③ 採石法(昭和25年法律第291号)第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第33条の13若しくは第33条の17の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

④ 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条若しくは第20条第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第23条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

⑤ 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事

⑥ 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第3条若しくは第10条第1項の許可を受け、若しく同条第2項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の規定による許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第27条第1項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

新

【参考資料】

1. 盛土規制法の許可等

(1) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域における許可・届出

宅地造成等規制法施行令等で規定する許可や届出の対象要件の概要は次のとおり

区域	行為	届出	許可
宅造区域	宅地造成	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積500㎡超(①～④を除く)
	特定盛土等		
	土石の堆積	—	①堆積の高さ2m超かつ面積が300㎡超 ②堆積の面積500㎡超
特盛区域	特定盛土等	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)
	土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積が300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超

※1 宅地造成等工事規制区域(宅造区域)及び特定盛土等規制区域(特盛区域)の指定状況については、該当する都道府県、政令市、中核市にご確認ください。

※2 「崖」とは宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第1条第1項の規定により地表面が水平面に対し30度を超えるものを指します。

※3 一定規模以下のものは許可等不要となる場合があります。詳細は盛土規制法及び宅地造成等規制法施行令及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則をご確認ください。
(参考資料1. (2) ㊸、㊹ロ)

(2) 災害の発生のおそれがないと認められる工事

① 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

② 鉱業法(昭和5年法律第289号)第63条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項(同法第87条において準用する場合を含む。)若しくは同法第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可を受けた者(同法第63条の3の規定により同法第63条の2第1項又は第2項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。)が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事

③ 採石法(昭和25年法律第291号)第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第33条の13若しくは第33条の17の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

④ 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条若しくは第20条第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第23条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

⑤ 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事

⑥ 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第3条若しくは第10条第1項の許可を受け、若しく同条第2項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の規定による許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第27条第1項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

旧	新
一、 ⑦ 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第21条第1項若しくは第4項(同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第23条第1項若しくは第3項(同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事 ⑧ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第6項若しくは第14条第6項の許可を受けた者若しくは市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事 ⑨ 土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事 ⑩ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)第15条若しくは第19条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第17条第2項(同法第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による廃棄物の保管、同法第30条第1項若しくは第38条第1項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第31条第1項若しくは第39条第1項の規定による除去土壌等の保管に係る工事 ⑪ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ⑫ 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 イ 地方住宅供給公社 ロ 土地開発公社 ハ 日本下水道事業団 ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ホ 独立行政法人水資源機構 ヘ 独立行政法人都市再生機構 ⑬ 宅地造成又は特定盛土等(令第3条第5号の盛土又は切土に限る。)に関する工事のうち、高さが2メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートル(都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値)を超えない盛土又は切土をするもの ⑭ 次に掲げる土石の堆積に関する工事 イ 令第4条第1号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が300平方メートルを超えないもの ロ 令第4条第2号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30センチメートル(都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値)を超えないもの ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの	⑦ 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第21条第1項若しくは第4項(同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第23条第1項若しくは第3項(同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事 ⑧ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第6項若しくは第14条第6項の許可を受けた者若しくは市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事 ⑨ 土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事 ⑩ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)第15条若しくは第19条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第17条第2項(同法第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による廃棄物の保管、同法第30条第1項若しくは第38条第1項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第31条第1項若しくは第39条第1項の規定による除去土壌等の保管に係る工事 ⑪ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ⑫ 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 イ 地方住宅供給公社 ロ 土地開発公社 ハ 日本下水道事業団 ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ホ 独立行政法人水資源機構 ヘ 独立行政法人都市再生機構 ⑬ 宅地造成又は特定盛土等(令第3条第5号の盛土又は切土に限る。)に関する工事のうち、高さが2メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートル(都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値)を超えない盛土又は切土をするもの ⑭ 次に掲げる土石の堆積に関する工事 イ 令第4条第1号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が300平方メートルを超えないもの ロ 令第4条第2号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30センチメートル(都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値)を超えないもの ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの
(3) 公共施設用地(盛土規制法の適用除外) 盛土規制法第2条第1号の規定による「公共施設用地」は、次のとおりである。なお、同法同条第1号から4号のとり「公共施設用地」は宅地造成、特定盛土又は土石の堆積の対象に含まれない。 <盛土規制法> ・盛土規制法第2条1号において、公共施設用地とは道路、公園、河川<u>その他政令で定める</u>公共の用に供する施設の用に供されている土地 <宅地造成等規制法施行令(政令)> ・宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号))第2条 盛土規制法第2条第1号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの(※)及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるもの	(3) 公共施設用地(盛土規制法の適用除外) 盛土規制法第2条第1号の規定による「公共施設用地」は、次のとおりである。なお、同法同条第1号から4号のとり「公共施設用地」<u>における盛土等は盛土規制法に基づく</u>宅地造成、特定盛土又は土石の堆積の対象に含まれない。 <盛土規制法(昭和36年法律第191号)> ・第2条1号において、公共施設用地とは道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地 <宅地造成等規制法施行令(政令)(昭和37年政令第16号)> ・第2条 盛土規制法第2条第1号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの(※)及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるもの

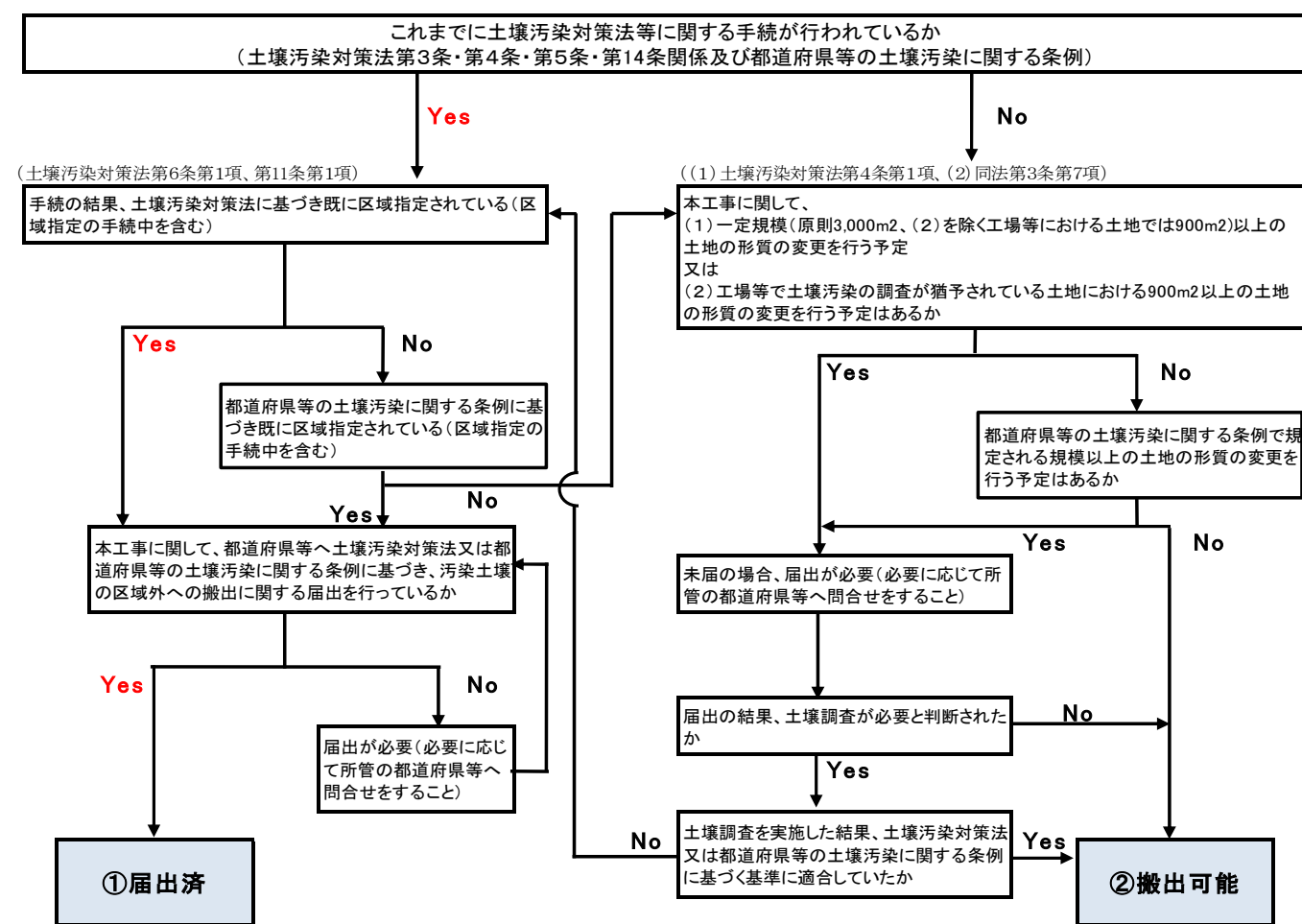
旧	新
＜宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(主務省令)＞ - 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第2条の主務省令で定める、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第2条第2項に規定する防衛施設をいう - 施行令第2条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設をいう 2. 都道府県・市町村の定める土砂条例 （1）土砂条例による許可等 地方公共団体によっては土砂条例を制定し一定規模以上の行為について許可等を求めている場合がある。許可等を要する規模等については条例によって異なるため、該当する条例を参照若しくは所管する地方公共団体へお問合せください。 （2）土砂条例の許可等を要しない事業等 土砂条例において国又は地方公共団体等の事業等や非常災害のために必要な応急措置として行う盛土等の工事を当該条例の許可等を要しないものと規定している場合がある。条例やその規則によって対象事業等が異なるため、該当する条例を参照若しくは所管する地方公共団体へお問合せください。 （3）土砂条例の許可等を要しない他法令許可等 土砂条例において採石法や砂利採取法の認可等を受けている場合に当該条例の許可等を要しないものと規定している場合がある。条例やその規則によって対象法令等が異なるため、該当する条例を参照若しくは所管する地方公共団体へお問合せください。 問合せ先 国土交通省不動産・建設経済局建設業課 03－5253－8111(代)	＜宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(主務省令)(昭和37年建設省第3号)＞ - 第1条第1項 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第2条の主務省令(昭和37年建設省第3号)で定める、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)第2条第2項に規定する防衛施設をいう - 第1条第2項 施行令第2条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設をいう 2. 都道府県・市町村の定める土砂条例 （1）土砂条例による許可等 地方公共団体によっては土砂条例を制定し一定規模以上の行為について許可等を求めている場合がある。許可等を要する規模等については条例によって異なるため、該当する条例を参照若しくは所管する地方公共団体へお問合せください。 （2）土砂条例の許可等を要しない事業等 土砂条例において国又は地方公共団体等の事業等や非常災害のために必要な応急措置として行う盛土等の工事を当該条例の許可等を要しないものと規定している場合がある。条例やその規則によって対象事業等が異なるため、該当する条例を参照若しくは所管する地方公共団体へお問合せください。 （3）土砂条例の許可等を要しない他法令許可等 土砂条例において採石法や砂利採取法の認可等を受けている場合に当該条例の許可等を要しないものと規定している場合がある。条例やその規則によって対象法令等が異なるため、該当する条例を参照若しくは所管する地方公共団体へお問合せください。 問合せ先 国土交通省不動産・建設経済局建設業課 03－5253－8380(直通)

旧	新
(略) 5. 手續の確認フロー 各手續確認事項と「2.手續確認事項」との対応箇所を以下のとおり記載しておりますので参考としてください。 これまで土壌汚染対策法等に関する手續が行われているか (土壌汚染対策法第3条・第4条・第5条・第14条関係及び都道府県等の土壌汚染に関する条例) Yes 2-1(1) ①~③、(2)、2-2参照 No 2-1(1) ①イ、②ア参照 (土壌汚染対策法第6条第1項、第11条第1項) 手續の結果、土壌汚染対策法に基づき既に区域指定されている(区域指定の手續中を含む) 2-1(3)参照 Yes No 都道府県等の土壌汚染に関する条例に基づき既に区域指定されている(区域指定の手續中を含む) 2-2参照 Yes No 本工事に關して、都道府県等へ土壌汚染対策法又は都道府県等の土壌汚染に関する条例に基づき、汚染土壌の区域外への搬出に關する届出を行っているか 2-1(1) ④、2-2参照 Yes No 届出が必要(必要に応じて所管の都道府県等へ問合せをすること) 届出の結果、土壌調査が必要と判断されたか Yes No 土壌調査を実施した結果、土壌汚染対策法又は都道府県等の土壌汚染に関する条例に基づく基準に適合していたか 2-1(2) ①②、2-2参照 Yes No ①届出済 ②搬出可能 (1)土壌汚染対策法第4条第1項、(2)同法第3条第7項 本工事に關して、 (1)一定規模(原則3,000m²、(2)を除く工場等における土地では900m²)以上の土地の形質の変更を行う予定 又は (2)工場等で土壌汚染の調査が猶予されている土地における900m²以上の土地の形質の変更を行う予定はあるか Yes No 都道府県等の土壌汚染に関する条例で規定される規模以上の土地の形質の変更を行う予定はあるか 2-2参照 Yes No 未届の場合、届出が必要(必要に応じて所管の都道府県等へ問合せをすること) 届出の結果、土壌調査が必要と判断されたか Yes No 土壌調査を実施した結果、土壌汚染対策法又は都道府県等の土壌汚染に関する条例に基づく基準に適合していたか Yes No ②搬出可能	(略) 5. 手續の確認フロー 各手續確認事項と「2.手續確認事項」との対応箇所を以下のとおり記載しておりますので参考としてください。 これまで土壌汚染対策法等に関する手續が行われているか (土壌汚染対策法第3条・第4条・第5条・第14条関係及び都道府県等の土壌汚染に関する条例) Yes 2-1(1) ①~③、(2)、2-2参照 No 2-1(1) ①イ、②ア参照 (土壌汚染対策法第6条第1項、第11条第1項) 手續の結果、土壌汚染対策法に基づき既に区域指定されている(区域指定の手續中を含む) 2-1(3)参照 Yes No 都道府県等の土壌汚染に関する条例に基づき既に区域指定されている(区域指定の手續中を含む) 2-2参照 Yes No 本工事に關して、都道府県等へ土壌汚染対策法又は都道府県等の土壌汚染に関する条例に基づき、汚染土壌の区域外への搬出に關する届出を行っているか(汚染土壌の区域外への搬出が無い場合は、その旨を確認したか) 2-1(1) ④、2-2参照 Yes No 届出が必要(必要に応じて所管の都道府県等へ問合せをすること) 届出の結果、土壌調査が必要と判断されたか Yes No 土壌調査を実施した結果、土壌汚染対策法又は都道府県等の土壌汚染に関する条例に基づく基準に適合していたか 2-1(2) ①②、2-2参照 Yes No ①届出済 (搬出無し確認済) ②搬出可能 (1)土壌汚染対策法第4条第1項、(2)同法第3条第7項 本工事に關して、 (1)一定規模(原則3,000m²、(2)を除く工場等における土地では900m²)以上の土地の形質の変更を行う予定 又は (2)工場等で土壌汚染の調査が猶予されている土地における900m²以上の土地の形質の変更を行う予定はあるか Yes No 都道府県等の土壌汚染に関する条例で規定される規模以上の土地の形質の変更を行う予定はあるか 2-2参照 Yes No 未届の場合、届出が必要(必要に応じて所管の都道府県等へ問合せをすること) 届出の結果、土壌調査が必要と判断されたか Yes No 土壌調査を実施した結果、土壌汚染対策法又は都道府県等の土壌汚染に関する条例に基づく基準に適合していたか Yes No ②搬出可能

土壌汚染対策法等の手続の確認フロー（記載例１）

旧

土壌汚染対策法等手続の確認フロー(●●工区)



結果 区分	確認結果
①	手続確認済 (区域指定地域に該当し、所管の都道府県等へ汚染土壌の区域外搬出に関する届出済)
(備 考)	

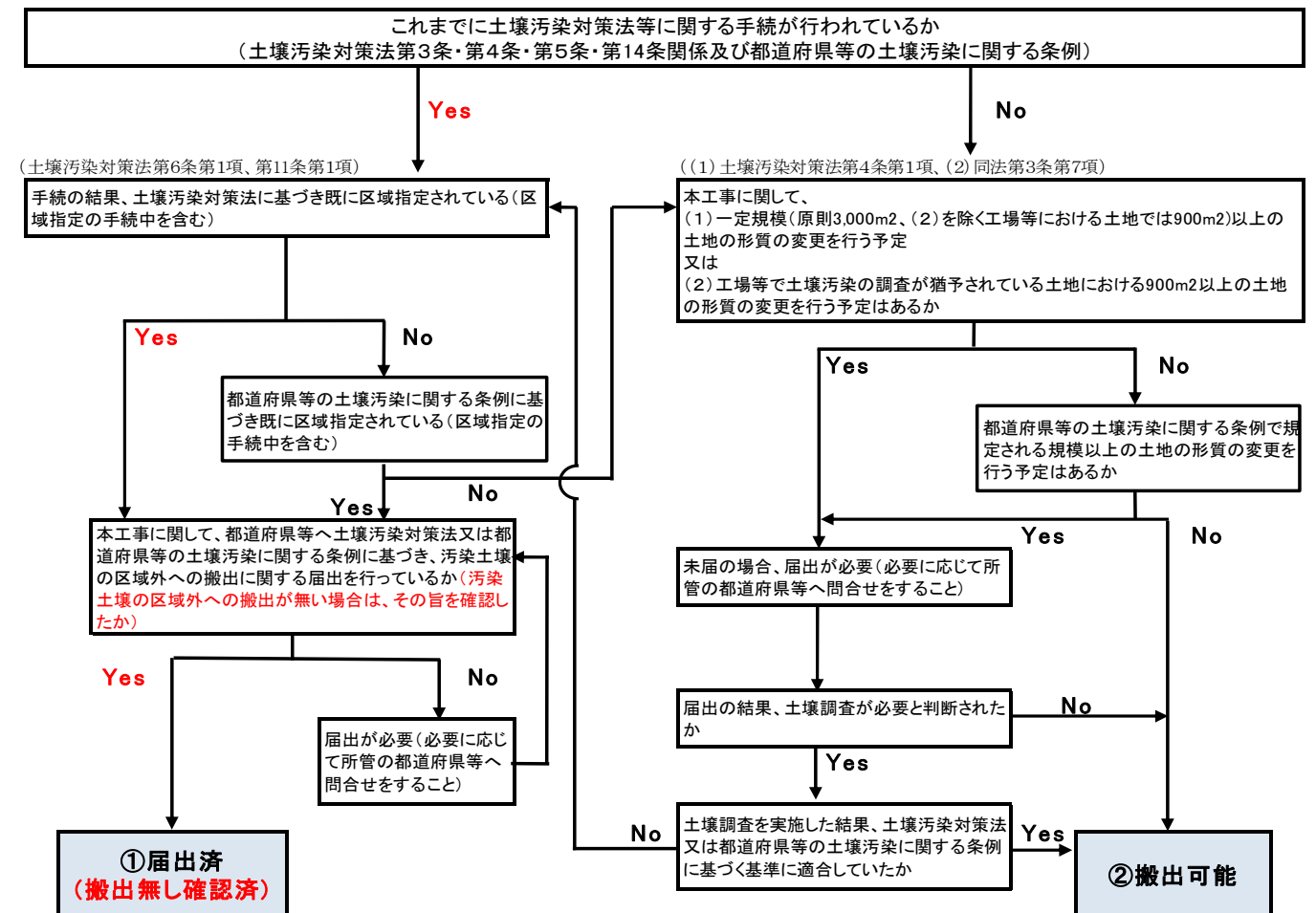
【補足事項】

- ・フローのうち該当する箇所(Yes又はNo)を赤色に着色ください。
- ・本フローは確認結果票とともに記録・保存してください。
- ・詳細は「確認結果票作成に当たっての解説(土壤汚染対策法等の手続確認編)」を参照ください。

令和5年3月版

新

土壌汚染対策法等手続の確認フロー(●●工区)



結果 区分	確認結果
①	手続確認済 (区域指定地域に該当し、所管の都道府県等へ汚染土壌の区域外搬出に関する確認済)
(備 考)	

【補足事項】

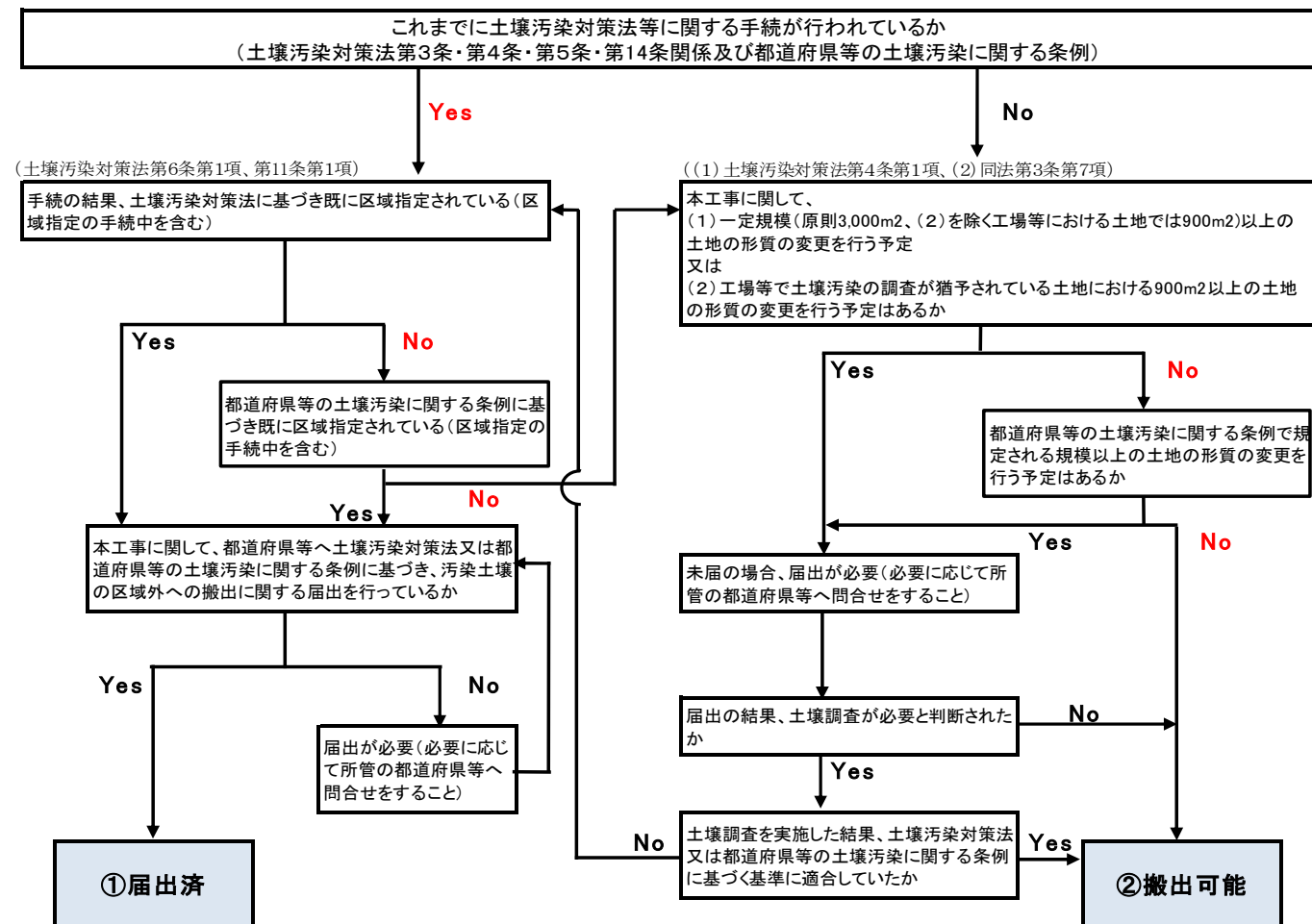
- ・フローのうち該当する箇所（Yes又はNo）を赤色に着色ください。
- ・本フローは確認結果票とともに記録・保存してください。
- ・詳細は「確認結果票作成に当たっての解説（土壤汚染対策法等の手続確認編）」を参照ください。

令和5年5月版

土壌汚染対策法等の手続の確認フロー（記載例 2）

旧

土壌汚染対策法等手続の確認フロー(●●工区)



結果 区分	確認結果
②	手続確認済(搬出可能)
(備 考)	

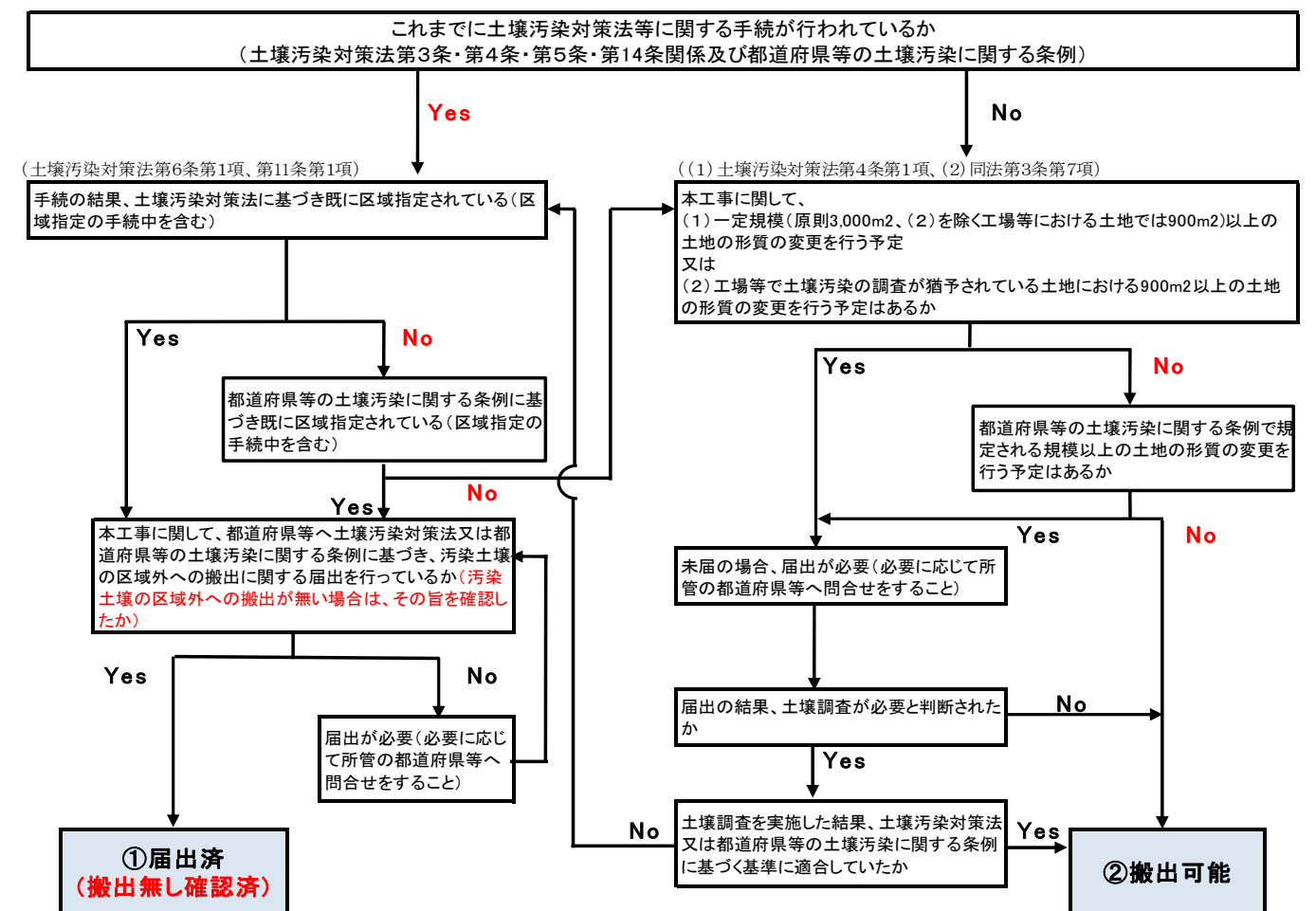
【補足事項】

- ・フローのうち該当する箇所(Yes又はNo)を赤色に着色ください。
- ・本フローは確認結果票とともに記録・保存してください。
- ・詳細は「確認結果票作成に当たっての解説(土壤汚染対策法等の手続確認編)」を参照ください。

令和5年3月版

新

土壌汚染対策法等手続の確認フロー(●●工区)



結果 区分	確認結果
②	手続確認済(搬出可能)
(備 考)	

【補足事項】

- ・フローのうち該当する箇所(Yes又はNo)を赤色に着色ください。
- ・本フローは確認結果票とともに記録・保存してください。
- ・詳細は「確認結果票作成に当たっての解説(土壤汚染対策法等の手続確認編)」を参照ください。

令和5年5月版

確認結果票作成に当たっての解説

(共通編・建設発生土の搬出先の確認編)

I 共通

本確認結果票は、「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第20号)」(以下「省令」という。)の第8条第4項に規定する「確認の結果を記載した書面」の記載例を示したものです。

建設工事の元請業者や自主施工者は、合計500m³以上の建設発生土を搬出しようとする場合、土壌汚染対策法等の手續確認等(同第8条第3項1号及び第3号)や搬出先の確認等(同項第2号及び第3号)を行い確認結果を記録する必要があります。また、確認結果は再生資源利用促進計画の添付資料として、発注者への報告・説明及び公衆の見えやすい場所へ掲示等を行う必要があります。

II 建設発生土の搬出先確認

1. 概要

建設工事から搬出される土砂が不法な盛土等に悪用されたり、危険な盛土等になることを防止し、適正に利用又は処分されるよう搬出先の決定にあたり、搬出先ごとに以下の内容を確認し、その結果を確認結果票に記載ください。

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)(以下「盛土規制法」という。)に規定する宅地造成等工事規制区域(以下「宅造区域」という。)又は特定盛土等規制区域(以下「特盛区域」という。)の指定の有無、及び都道府県・市町村において土砂の埋立て等に関する規制条例(以下「土砂条例」という。)の制定の有無を確認する。
- (2) 搬出先が有している盛土規制法及び土砂条例の許可等又は届出の種類及び許可番号等を確認する。
- (3) 搬出先が盛土規制法及び土砂条例の許可等を要しない理由を確認する。
(場合によっては、当該土地所有者等の盛土行為や土砂の一時堆積行為に対する同意を確認する。)

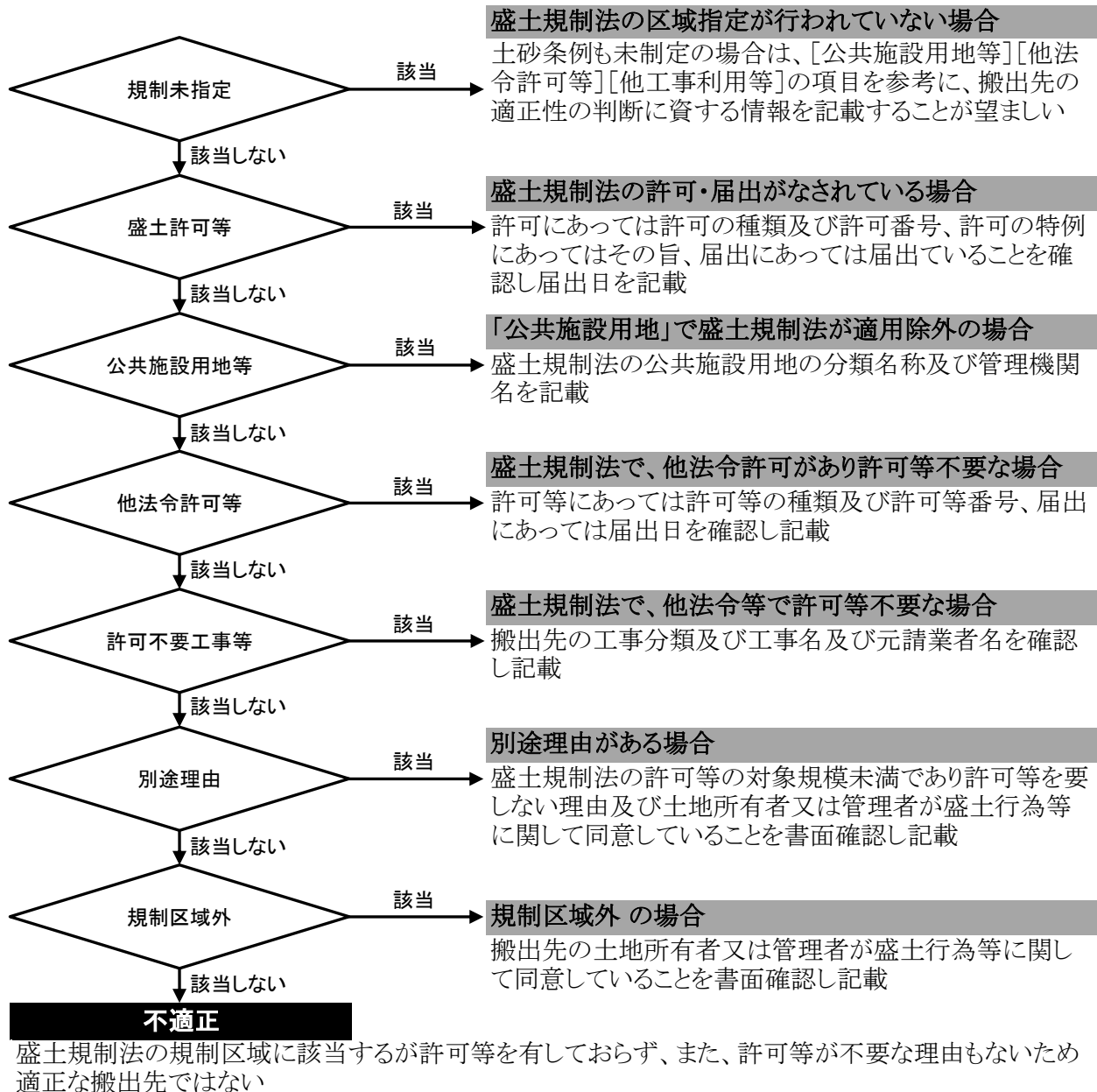
2. 確認手順及び確認結果票の記載事項

搬出土砂が不法な盛土等に悪用されたり、危険な盛土等となることを防ぐため、i)盛土規制法、ii)都道府県等の定める土砂条例に基づき、以下の手順で確認し結果を確認結果票に記載してください。

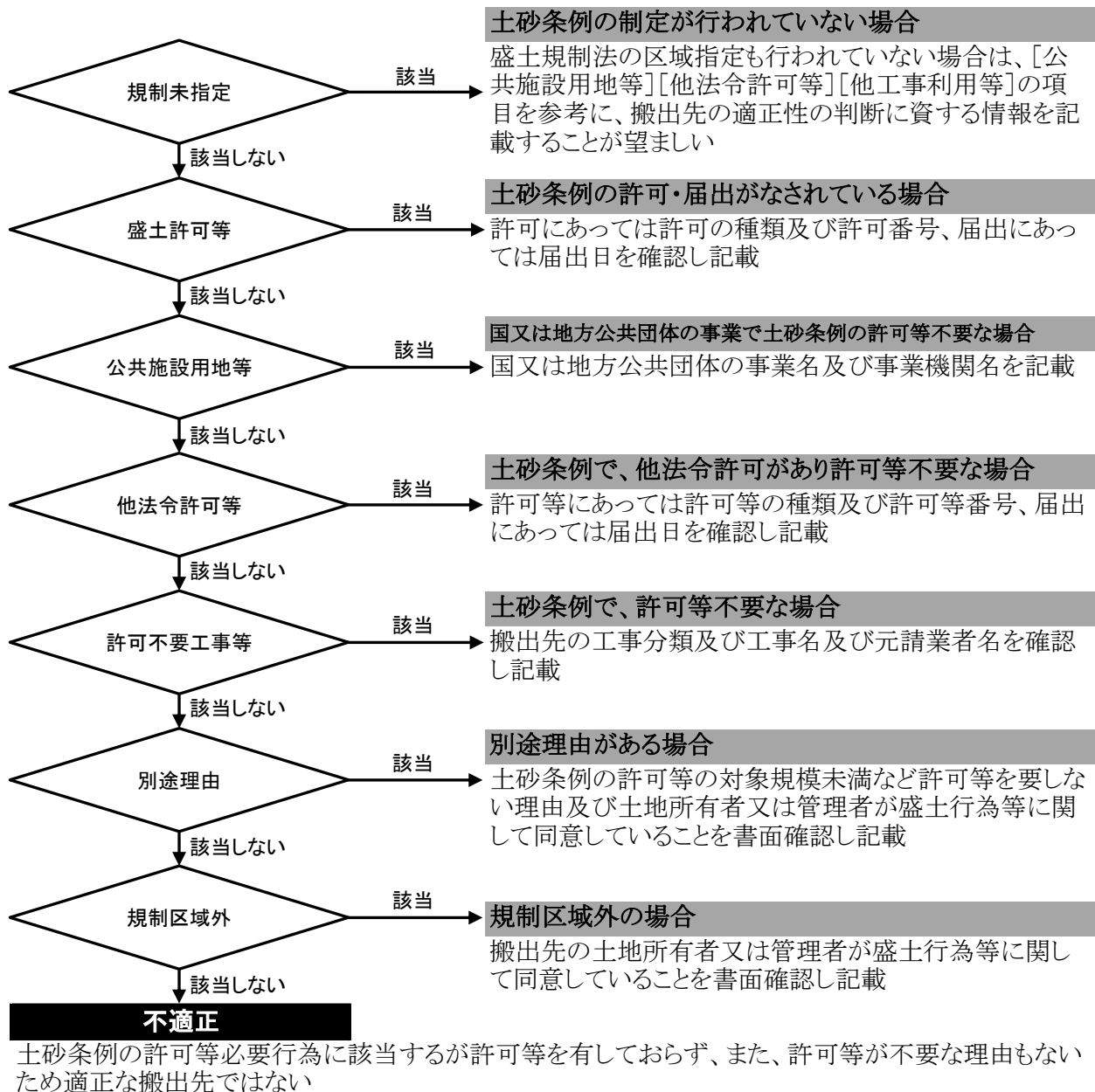
記載にあたっては、下記事項に留意してください。

- ・ i)盛土規制法の確認フローとii)土砂条例の確認フローのどちらも確認することとする。
- ・ i)盛土規制法確認フローとii)土砂条例の確認フローで確認結果が異なる場合は、[規制未指定]を除く確認フロー上位にくる確認区分を確認結果として記載し、その詳細を記載することとする。
- ・ どちらか一方の判定が[不適正]となった場合は適切な搬出先として認めない。
- ・ i)盛土規制法の規制区域未指定かつii)土砂条例未制定の場合、確認結果は[規制未指定]となるが、「詳細」欄に、[公共施設用地等][他法令許可等][他工事利用等][別途理由]の項目を参考に、搬出先の適正性の判断に資する情報(許認可や工事種類等)を記載することが望ましい。

i) 盛土規制法の確認フロー



ii) 都道府県等の定める土砂条例の確認フロー



i) ii)の確認・記載に加え搬出先がストックヤード運営事業者登録規程第3条第1項に規定する、国に登録されたストックヤードである場合には、当該登録番号も記載する。

3. 確認区分

i) 盛土規制法の確認区分

(1) 【規制未指定】

盛土規制法の区域指定(宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域)が行われていない場合。

(2) 【盛土許可等】

- ・盛土規制法第12条第1項(第16条第1項)又は第30条第1項(第35条第1項)に基づく許可(又は変更許可)
- ・盛土規制法第15条又は第34条に基づく許可の特例
- ・盛土規制法第21条第1項、第27条第1項(第28条第1項)又は第40条第1項に基づく届出(又は届出の変更)

(3) 【公共施設用地等】

盛土規制法第2条第1号に規定する「公共施設用地」に該当し、同法の適用除外である場合(参考資料1. (3))。

表1 公共施設用地等の確認結果票への分類名称

公共施設用地		国又は地方公共団体が管理する施設用地	
道路	飛行場	学校	水産飲雑用水
公園	航空保安	運動場	農業集落排水
河川	鉄道	緑地	漁業集落排水
砂防	軌道	広場	林地荒廃防止
地すべり	索道	墓地	急傾斜地崩壊防止
海岸保全	無軌条電車	廃棄物処理施設	
津波防護	雨水貯留浸透	水道	
港湾	農業用ため池	下水道	
漁港	防衛施設	営農飲雑用水	

(4) 【他法令許可等】

盛土規制法第12条第1項ただし書、第27条第1項ただし書又は第30条第1項ただし書に基づき、他法令許可等により「災害の発生のおそれがないと認められる工事」(参考資料1. (2) ①から④又は⑥、⑧から⑨)として盛土規制法の許可等を要しない場合。

(5) 【許可不要工事等】

盛土規制法の許可等を要しない「災害の発生のおそれがないと認められる工事」に該当する工事(参考資料1. (2) ⑤、⑦、⑩から⑫、⑭ハ)に該当する場合。

表2 許可不要工事等の確認結果票への分類名称

分類	適用	備考
土地改良	盛土規制法省令第8条第1号	参考資料1. (2)⑤
家畜感染予防	同第3号	同上⑦
放射性物質汚染対処	同第6号	同上⑩
森林作業路網	同第7号	同上⑪
非常災害応急措置	同第8号	同上⑫
工事付随堆積	同第10号ハ	同上⑭ハ

(6) 【別途理由】

盛土規制法の宅造区域又は特盛区域であって盛土規制法の許可等の要件未満であり許可等を要しない理由がある場合(参考資料1. (1))。

(7) 【規制区域外】

搬出先が盛土規制法の宅造区域又は特盛区域のいずれにも該当しない場合。

ii) 都道府県等の定める土砂条例の確認区分

(1) 【規制未指定】

都道府県等の定める土砂条例が制定されていない場合。

(2) 【盛土許可等】

土砂条例が制定されている場合において、当該条例の許可又は届出を有している場合。

(3) 【公共施設用地等】

土砂条例が制定されている場合において、「国又は地方公共団体の事業」等により、当該条例に規定する許可等を要しないもの(参考資料 2. (2))に該当する場合。

(4) 【他法令許可等】

土砂条例が制定されている場合において、当該条例に規定する他法令許可等により当該条例の許可等を要しないもの(参考資料2. (3))に該当する場合。

(5) 【許可不要工事等】

土砂条例が制定されている場合において、当該条例に規定する許可等を要しない事業等に該当する場合(参考資料 2. (2))。

(6) 【別途理由】

土砂条例が制定されている場合において、土砂条例の許可等の要件未満であるなど許可等を要しない理由がある場合(参考資料 2. (1))。

(7) 【規制区域外】

土砂条例が制定されている場合において、搬出先が土砂条例の対象地域に該当しない場合。

【参考資料】

1. 盛土規制法の許可等

(1) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域における許可・届出

宅地造成等規制法施行令等で規定する許可や届出の対象要件の概要は次のとおり

区域	行為	届出	許可
宅造区域	宅地造成	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積500㎡超(①～④を除く)
	特定盛土等		
	土石の堆積	—	①堆積の高さ2m超かつ面積が300㎡超 ②堆積の面積500㎡超
特盛区域	特定盛土等	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)
	土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積が300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超

※1 宅地造成等工事規制区域(宅造区域)及び特定盛土等規制区域(特盛区域)の指定状況については、該当する都道府県、政令市、中核市にご確認ください。

※2 「崖」とは宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第1条第1項の規定により地表面が水平面に対し30度を超えるものを指します。

※3 一定規模以下のものは許可等不要となる場合があります。詳細は盛土規制法及び宅地造成等規制法施行令及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則をご確認ください。
(参考資料1. (2)⑬、⑭ロ)

(2) 災害の発生のおそれがないと認められる工事

- ① 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- ② 鉱業法(昭和5年法律第289号)第63条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項(同法第87条において準用する場合を含む。)若しくは同法第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可を受けた者(同法第63条の3の規定により同法第63条の2第1項又は第2項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。)が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
- ③ 採石法(昭和25年法律第291号)第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第33条の13若しくは第33条の17の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- ④ 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条若しくは第20条第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第23条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- ⑤ 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
- ⑥ 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第3条若しくは第10条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の規定による許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第27条第1項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

- ⑦ 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第21条第1項若しくは第4項(同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第23条第1項若しくは第3項(同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
- ⑧ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第6項若しくは第14条第6項の許可を受けた者若しくは市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- ⑨ 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- ⑩ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)第15条若しくは第19条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第17条第2項(同法第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による廃棄物の保管、同法第30条第1項若しくは第38条第1項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第31条第1項若しくは第39条第1項の規定による除去土壌等の保管に係る工事
- ⑪ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
- ⑫ 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
 - イ 地方住宅供給公社
 - ロ 土地開発公社
 - ハ 日本下水道事業団
 - ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - ホ 独立行政法人水資源機構
 - ヘ 独立行政法人都市再生機構
- ⑬ 宅地造成又は特定盛土等(令第3条第5号の盛土又は切土に限る。)に関する工事のうち、高さが2メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートル(都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値)を超えない盛土又は切土をするもの
- ⑭ 次に掲げる土石の堆積に関する工事
 - イ 令第4条第1号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が300平方メートルを超えないもの
 - ロ 令第4条第2号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30センチメートル(都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値)を超えないもの
 - ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

(3) 公共施設用地(盛土規制法の適用除外)

盛土規制法第2条第1号の規定による「公共施設用地」は、次のとおりである。なお、同法同条第1号から4号のとおり「公共施設用地」における盛土等は盛土規制法に基づく宅地造成、特定盛土又は土石の堆積の対象に含まれない。

<盛土規制法(昭和36年法律第191号)>

- ・ 第2条1号において、公共施設用地とは道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地

<宅地造成等規制法施行令(政令)(昭和37年政令第16号)>

- ・ 第2条 盛土規制法第2条第1号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの(※)及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるもの

＜宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(主務省令)(昭和37年建設省第3号)＞

- ・ 第1条第1項 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第2条の主務省令(昭和37年建設省第3号)で定める、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)第2条第2項に規定する防衛施設をいう
- ・ 第1条第2項 施行令第2条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設をいう

2. 都道府県・市町村の定める土砂条例

(1) 土砂条例による許可等

地方公共団体によっては土砂条例を制定し一定規模以上の行為について許可等を求めている場合がある。許可等を要する規模等については条例によって異なるため、該当する条例を参照若しくは所管する地方公共団体へお問合せください。

(2) 土砂条例の許可等を要しない事業等

土砂条例において国又は地方公共団体等の事業等や非常災害のために必要な応急措置として行う盛土等の工事を当該条例の許可等を要しないものと規定している場合がある。条例やその規則によって対象事業等が異なるため、該当する条例を参照若しくは所管する地方公共団体へお問合せください。

(3) 土砂条例の許可等を要しない他法令許可等

土砂条例において採石法や砂利採取法の認可等を受けている場合に当該条例の許可等を要しないものと規定している場合がある。条例やその規則によって対象法令等が異なるため、該当する条例を参照若しくは所管する地方公共団体へお問合せください。

問合せ先 国土交通省不動産・建設経済局建設業課 03-5253-8380(直通)

確認結果票作成に当たっての解説

(土壌汚染対策法等の手続確認編)

Ⅲ 土壌汚染対策法等の手続確認

1. 概要

元請建設工事事業者等は建設発生土の搬出先の確認等において、省令第8条第3項1号及び第3号に基づき、発注者等が行った手続(土壌汚染対策法や条例の届出の要否等)を確認する必要があります。その他、調査命令や区域指定の有無等、建設発生土の搬出先の確認等を達成するために必要な情報についても、確認フローに沿って確認し、結果を確認結果票に記載し現場掲示ください。また、確認フローは確認結果票とともに記録・保存ください。

2. 手続確認事項

2-1. 土壌汚染対策法の手続確認事項

以下(1)～(3)についてご確認ください。ご不明な点は所管の都道府県等へお問合せください。

(1) 土壌汚染対策法(以下「法」という。)の届出の要否

以下①～③の対応要否をご確認ください。④は2-1(3)に該当した場合に届出の要否をご確認ください。なお、2-1(2)の命令が有りの場合、調査結果の報告書の届出も併せてご確認ください。

①法第3条関係

ア. 有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき、土壌汚染状況調査を実施し、その結果を報告する必要があります(法第3条第1項)。

イ. 操業を続けることを理由に一時的に2-1(1)①アの調査を免除された土地で、900m²以上の土地の形質の変更を行う際には届出が必要になります(法第3条第7項)。

②法第4条関係

ア. 3,000m²以上の土地の形質の変更又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地等では900m²以上の土地の形質の変更を行う際には届出が必要になります(法第4条第1項)。

イ. 土地の所有者等の全員の同意を得て、2-1(1)②アの届出前に調査を行い、2-1(1)②アの届出に併せて当該調査結果を提出することができます(法第4条第2項)。

③法第14条関係

自主調査において土壌汚染が判明した場合に土地の所有者等が都道府県知事等に区域の指定を申請できます(法第14条第1項)。

④法第16条関係

法に基づき区域指定された土地の汚染土壌を区域外へ搬出する際には原則届出が必要になります(法第16条第1項)。

(2) 法に基づく土壌汚染状況調査命令の有無

以下①～③の命令の有無をご確認ください。

①法第3条関係

2-1(1)①イの届出後に、都道府県知事等からの命令を受けて、土地の所有者等が土壌汚染状況調査を実施し、その結果を報告する必要があります(法第3条第8項)。

②法第4条関係

2-1(1)②アの届出後に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めて、都道府県知事等からの命令を受けた場合は、土地の所有者等が土壌汚染状況調査を実施し、その結果を報告する必要があります(法第4条第3項)。

③法第5条関係

土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認めて、都道府県知事等からの命令を受けた場合は、土地の所有者等が土壌汚染状況調査を実施し、その結果を報告する必要があります(法第5条第1項)。

(3) 法に基づく区域指定の有無

2-1(1)(2)の届出による調査結果から、土壌の特定有害物質(法施行令第1条)の汚染状態が指定基準(法施行規則別表第4及び第5)を超過した場合、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定されます(法第6条第1項、法第11条第1項)。

2-2. 都道府県等の土壌汚染に関する条例の手続確認事項

都道府県等のなかには、法以外で土壌汚染に関する条例により、2-1(1)～(3)の独自の届出要件及び区域指定制度を設けている都道府県等もありますので、併せてご確認ください。
ご不明な点は所管の都道府県等へお問合せください。

3. 注意事項

- ・建設工事の工区等により、手続確認結果が異なる場合には、確認結果票に工区別等で記載ください。
加えて、工区別等で記載する場合には、工区等を示した図面等も併せて保存ください。
- ・法・条例等の対象外の土地で汚染された土壌が見つかった場合において、当該土壌を運搬及び処理する際には、汚染の拡散防止の観点から、法に準じて、適切に取り扱うことが望ましいと言えます。

4. 補足説明

(1) 有害物質使用特定施設

水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設であって、特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理するものを言います。

(2) 土地の形質の変更

「土地の形状を変更する行為全般」をいい、いわゆる掘削(切土)と盛土(土壌を仮置きする場合を含む)の別を問いません。ただし、土地の形質の変更の内容が盛土のみである場合や4(3)、4(4)に該当する行為の場合は、届出が不要になります。

【対象例】地盤改良、掘削、盛土、杭・鋼矢板の打設

(3) 2-1(1)①イの適用除外となる行為(法第3条第7項)

①土壌を区域外へ搬出すること ②土壌の飛散又は流出を伴う形質変更でないこと ③形質変更の深さが50cm以上であること、のいずれにも該当しない行為になります(なお、900m²未満の土地の形質変更を行う場合も適用対象外になります。)

(4) 2-1(1)②アの適用除外となる行為(法第4条第1項)

①土壌を区域外へ搬出すること ②土壌の飛散又は流出を伴う形質変更でないこと ③形質変更の深さが50cm以上であること、のいずれにも該当しない行為になります。(なお、通常の農業、林業の作業路網の整備で区域外に土壌を搬出しない行為、非常災害のために必要な応急措置、鉱山関係の土地も適用対象外になります。)

(5) 区域指定

要措置区域又は形質変更時要届出区域のことを指します。

■要措置区域

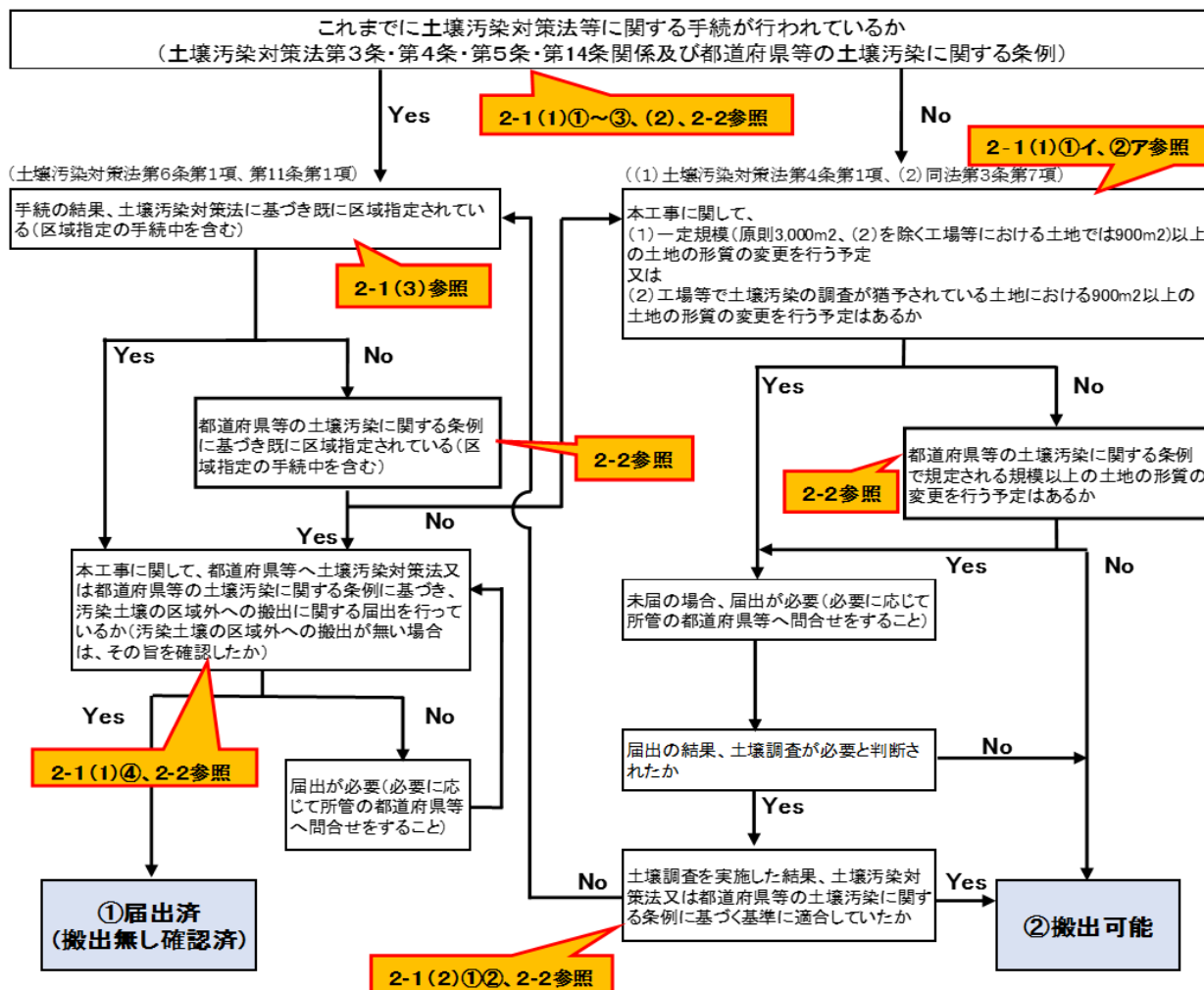
汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

■形質変更時要届出区域

汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(要措置区域において摂取経路の遮断が行われた区域を含みます。)

5. 手続の確認フロー

各手続確認事項と「2.手続確認事項」との対応箇所を以下のとおり記載しておりますので参考としてください。



問合せ先 環境省水・大気環境局水環境課土壌環境室
03-5521-8322

再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票

[illegible]

土砂の搬出に係わる土壌汚染対策法等の手續確認結果

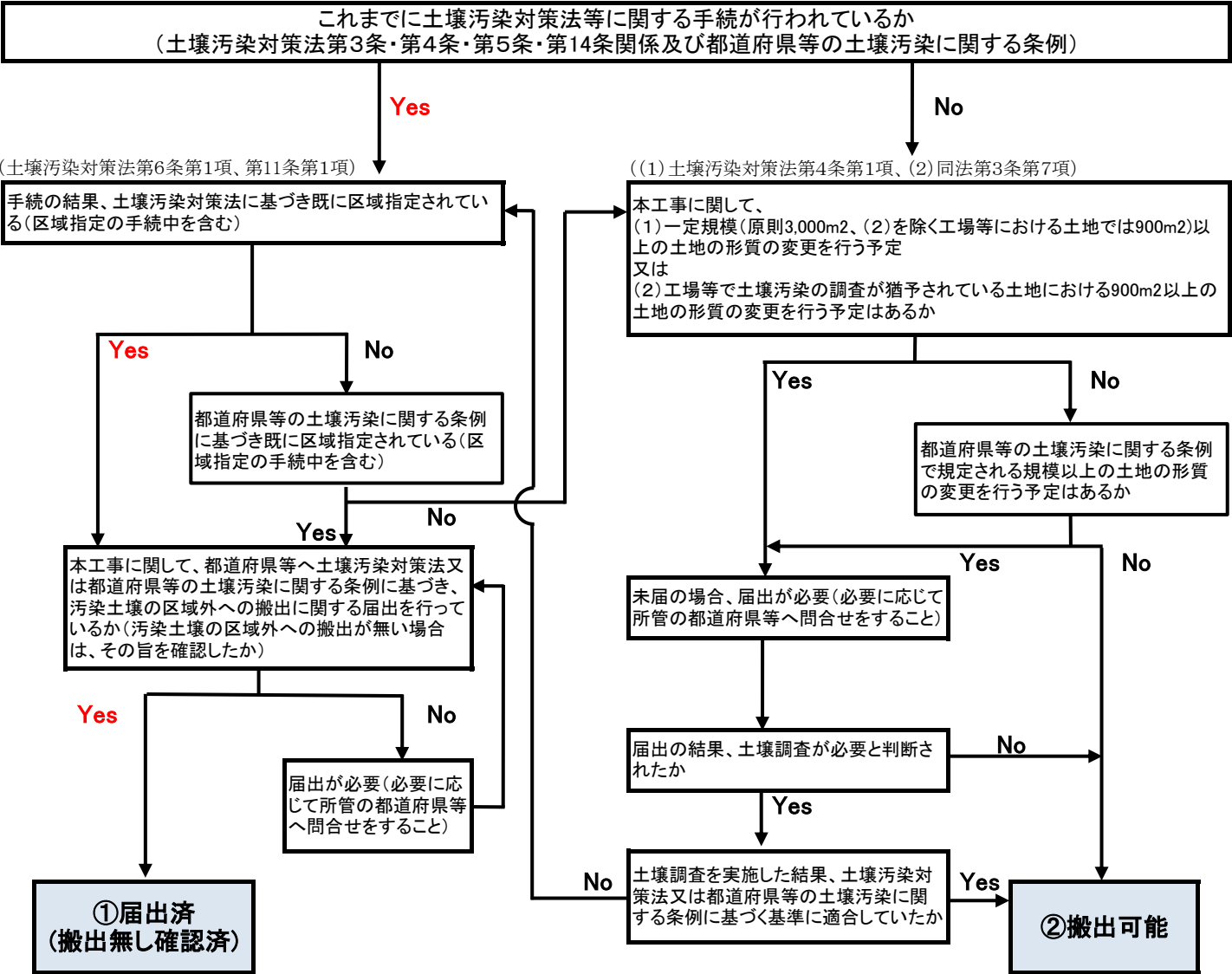
工区等	結果区分	確認結果
工事区域	②	手続確認済(搬出可能)
▲▲工区	①	手続確認済(区域指定地域に該当し、所管の都道府県等へ汚染土壌の区域外搬出に関する確認済)

注) 結果区分が①の場合には、建設発生土ではなく汚染土としての取扱いとなる

建設発生土の搬出先確認結果

[illegible]

土壌汚染対策法等手続の確認フロー(●●工区)

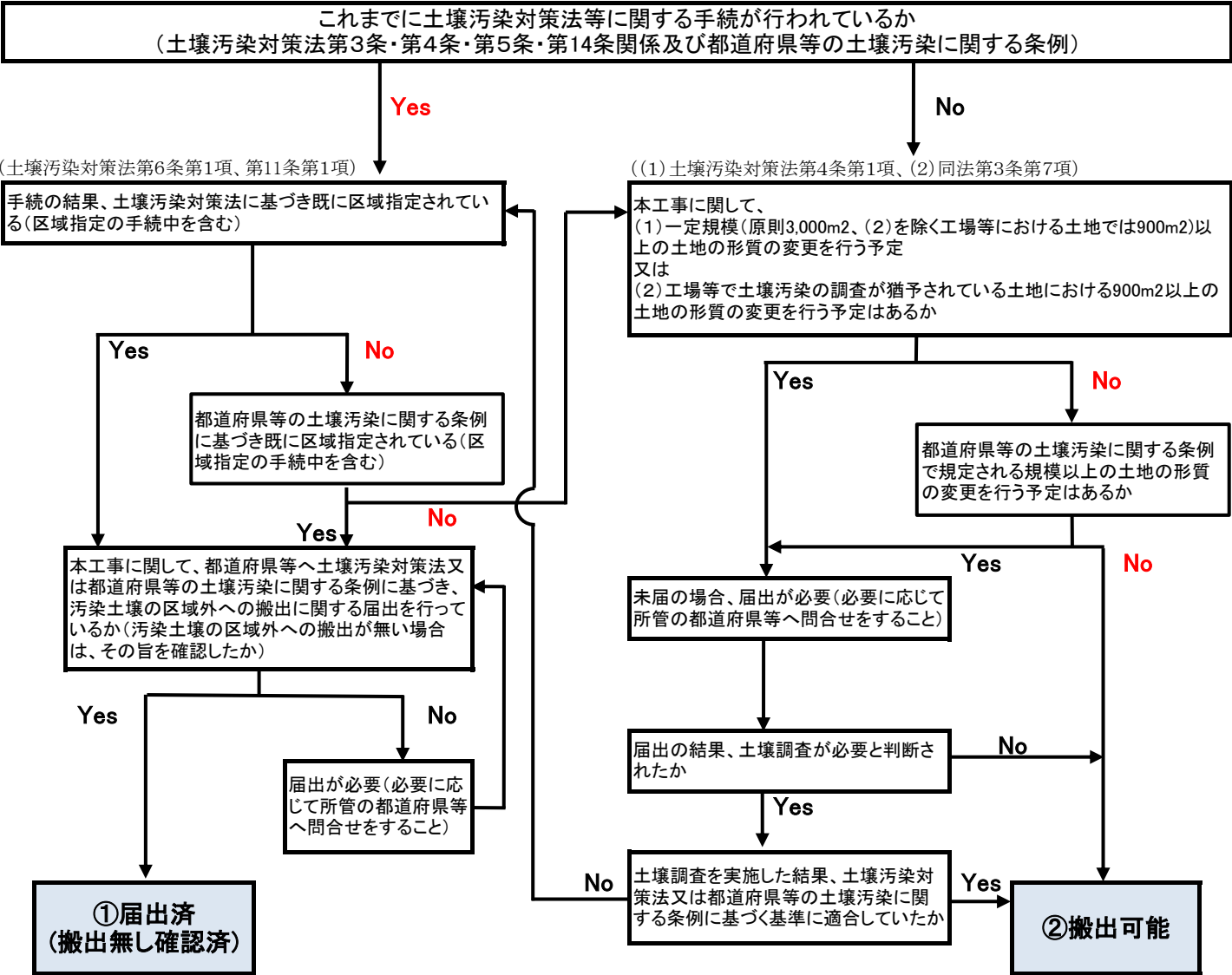


結果区分	確認結果
①	手続確認済 (区域指定地域に該当し、所管の都道府県等へ汚染土壌の区域外搬出に関する確認済)
(備考)	

【補足事項】

- ・フローのうち該当する箇所(Yes又はNo)を赤色に着色ください。
- ・本フローは確認結果票とともに記録・保存してください。
- ・詳細は「確認結果票作成に当たっての解説(土壌汚染対策法等の手続確認編)」を参照ください。

土壌汚染対策法等手続の確認フロー(●●工区)



結果区分	確認結果
②	手続確認済(搬出可能)
(備考)	

【補足事項】

- ・フローのうち該当する箇所(Yes又はNo)を赤色に着色ください。
- ・本フローは確認結果票とともに記録・保存してください。
- ・詳細は「確認結果票作成に当たっての解説(土壌汚染対策法等の手続確認編)」を参照ください。

「資源有効利用促進法」を知っていますか？

「資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）」では、建設工事の発注者及び受注者に建設副産物の発生抑制と再利用の促進に努めることを求めています。

○政省令の一部改正（第一弾）（公布：R4.9.2／施行：R5.1.1）

○省令の一部改正（第二弾）（公布：R5.3.3／施行：R5.5.26（(5)2）はR6.6.1施行） 【下線部が第二弾改正点】
施行日以降に新たに契約した公共及び民間建設工事が対象

（１）発注者、事業者の責務（発注者、元請及び下請企業）

原材料の使用の合理化や再生資源の利用に努める

- ・資源有効利用促進法では発注者及び受注者に対して、原材料の使用の合理化や再生資源の利用に努めることを求めています。

（２）契約の際に実施すること（元請及び下請企業）

指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行う

- ・元請及び下請企業は、請負契約を締結するに際して、運搬費その他指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行うよう努めることとなっています。

（３）施工前に実施すること（元請企業）

再生資源利用促進計画・再生資源利用計画（以下、計画）の作成等

- ・元請企業は一定規模以上※¹の工事を施工する場合、計画（確認結果票※²を含む（以下、同じ））を作成し、**発注者へ提出、説明**のうえ**工事現場の公衆の見えやすい場所へ掲示**することとなっています。
- ・元請企業は建設発生土を搬出する場合、**確認結果票を作成**することとなっています。
 - ①建設発生土の**搬出先が盛土規制法の許可地であるなど適正であることの確認**
 - ②発注者等が行った**土壌汚染対策法等の現状状況等の確認**（発注者等は元請企業に現状状況を説明）
- ・また、作成した**計画を運送事業者へ通知**することとなっています。
- ・なお、工事現場において責任者を置くことにより管理体制を整備し同計画の事務を適切に行うこととなっています。

（４）建設発生土の搬出後又は受入後に実施すること（元請企業）

１）搬出先の受領書の確認及び保管等

- ・元請企業は、建設発生土を搬出先へ搬出したときは、速やかに搬出先の管理者に**受領書の交付を求め搬出先が計画と一致することを確認**するとともに、**受領書の写しを保存**※³することとなっています。

２）建設発生土の受入後の受領書交付

- ・元請企業は、建設発生土を他の建設工事やストックヤードから受入れたときは、**搬入元に受領書を交付**することとなっています。

（５）建設工事の竣工後に実施すること（元請企業）

１）計画の実施状況の記録・保存等

- ・元請企業は、計画の実施状況を把握して記録、保存※³し、また、発注者から請求があったときは、計画の実施状況を発注者に報告することとなっています。

２）建設発生土の最終搬出先の記録の作成・保存

- ・元請企業は建設発生土が**計画に記載した搬出先**（次の①から④を除く）から**他の搬出先へ搬出されたときは**、速やかに当該搬出先の**搬出先の名称や所在地、搬出量等を記載した書面**※⁴を作成し、**保存**※³することとなっており、**更に他の搬出先へ搬出されたときも同様**となっています。

- ① 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
- ② 他の建設現場で利用する場合
- ③ スtockヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
- ④ 土砂処分場（盛土利用等し再搬出しないもの）

※3 保存期間は、建設工事の完了日から5年間



国土交通省

不動産・建設経済局 建設業課（TEL：03-5253-8111）

（令和5年3月版）

※1 計画の作成を要する一定規模以上の工事

《再生資源利用促進計画（建設副産物を搬出する際の計画）》

計画を作成しなければならない工事	計画に定める内容
次のような指定副産物を搬出する工事 1. 土砂 …… 500m ³ 以上 (改正前は1,000m ³) 2. Co塊 As塊 建設発生木材 } …… 合計200t以上	1. 指定副産物の種類ごとの搬出量 2. 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の工事現場等への搬出量 3. その他、建設副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

《再生資源利用計画（再生資材を利用する際の計画）》

計画を作成しなければならない工事	計画に定める内容
次のような建設資材を搬入する工事 1. 土砂 …… 500m ³ 以上 (改正前は1,000m ³) 2. 碎石 …… 500t以上 3. 加熱アスファルト混合物 …… 200t以上	1. 建設資材ごとの利用量 2. 利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量 3. その他、再生資源の利用に関する事項

以下の参考様式は国土交通省のホームページを参照ください。

※2 計画書及び確認結果票

※4 建設発生土の最終搬出までの搬出先の名称や所在地等を記載した書面

「建設発生土の搬出先計画制度」で検索

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html